青森市障害者計画(素案)への反映について

| | 章 | 節 | 項 | 反映前 | 反映後 |
|----|---|----------|---|---|---|
| 総論 | 1 | (1)世界の動き | | - | ○ 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) 2006(平成18)年12月13日、第61回国連総会本会議において採択。条約は、2008(平成20)年5月3日発効。我が国は 2007(平成19)年9月28日、条約に署名。障害者の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定。 |
| 各論 | 3 | 現状と課題 | | 【療育・教育の状況】 ○ 障害のある子どもやその家族のニーズを把握し、障害の特性に応じた専門的な支援が提供されるとともに、生涯を通じた切れ目ないサービス提供体制の充実を図る必要があります。 | 【療育・教育の状況】 ○ 障害のある子どもやその家族のニーズを把握し、発達障害や情緒障害など障害の特性に応じた専門的な支援が提供されるとともに、生涯を通じた切れ目ないサービス提供体制の充実を図る必要があります。 ○ 自閉症やアスペルガー症候群などの特別な配慮を必要とする子やその家族に対しては、療育支援・療育指導の強化のほか、必要に応じて専門機関へつなげる体制づくりが必要となっています。 |
| 各論 | 3 | 1 | | 【第2項 療育・教育の充実】 ○ 障害の早期発見、早期療育を行うとともに、障害のある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目ない総合的なサービスの提供を図ります。 | 【第2項 療育・教育の充実】 ○ 障害の早期発見、早期療育を行うとともに、発達障害や情緒障害など障害のある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目ない総合的なサービスの提供を図ります。 ○ 情緒障害教育やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害に対する教育など、それぞれの障害に配慮した指導、支援に努めます。 |

※下線:追加(反映)した箇所